

は じ め に

徳島県立保健製薬環境センターは、平成 23 年 5 月 1 日に保健環境センターと製薬指導所との統合再編により発足し、今年で 3 年目を迎えます。本年 4 月 1 日には出先機関の本庁組織化の方針から本庁構成機関となり、出先機関としての歴史に終止符を打つことになりました。当センターが所管する保健衛生・製薬・環境の各行政部門との連携及び調整がより密に求められるようになってきています。

当センターが受け持つ業務は、感染症法、食品衛生法、薬事法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの各種法令に基づく検査・分析が大きな割合を占めております。県民の健康や安心・安全に寄与する健康危機管理の拠点としての機能を果たすため、検査・分析結果を提供するとともに、調査・研究にも取り組んでいます。

特に、鳥インフルエンザ A (H7N9) 検査体制の整備、東京電力福島第一原発事故による環境への放射能汚染、微粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染、いわゆる脱法ハーブなど法規制をかいくぐった有害化学物質への対応などに取り組んできたところであります。

こうした状況においても、「県内の科学的・技術的中核機関」としての責務を果たすべく、限られた予算、設備、人員の中で、当センター職員は検査分析技術レベルの維持・向上を図りつつ、県民ニーズを考え、県民目線に立った試験研究や調査研究を実施していくように努めています。平成 25 年度も外部評価委員による試験研究評価委員会の事前評価を受け、新たに 2 つの研究課題を平成 26 年度から実施することになっております。

さて今回発行する年報ですが、平成 24 年度に当センターの各担当で行った成果を年報としてまとめました。保健衛生、製薬、環境の各分野に渡り、その年度に話題となった問題に関する研究結果や独自に取り組んだ課題についての研究結果なども入った構成となっております。ご高覧の上、御意見や御指導を賜れば幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月

徳島県立保健製薬環境センター

所 長 湯 浅 和 佳